

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 6 月 2 0 日 (水曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 4 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員 (6 名)

委 員 長 高 橋 利 彦
委 員 林 一 哉
委 員 佐久間 茂 樹

副委員長 明 智 忠 直
委 員 嶋 田 茂 樹
委 員 林 七 巳

欠席委員 (1 名)

委 員 伊 藤 鐵

委員外出席者 (2 名)

議 員 林 一 雄

議 員 木 内 欽 市

説明のため出席した者 (1 6 名)

副 市 長 鈴 木 正 美
水 道 課 長 堀 川 茂 博
病院事務次長 伊 東 一 直
病院経理課長 鎚 木 友 孝
病院整備課長 永 嶋 英 和
そ の 他 担 当 員 6 名
職

病院事務部長 伊 藤 敬 典
飯岡荘支配人 野 口 國 男
病院企画監 柏 木 嶺
病院医事課長 加 藤 勝 治
病 院 工 事 課 長 椎 名 秋 雄
ネ ル ギ

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	主	查	穴 澤 昭 和
主 任 主 事	飯 笹 浩 一			

開会 午前 10 時 2 分

○委員長（高橋利彦） おはようございます。

大変お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

梅雨入り宣言がされましたが、毎日暑い日が続いております。

ただいまより公営企業常任委員会を開催いたしたいと思いますが、ただいまの出席委員は 6 名でございます。委員会は成立いたしました。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により、本日欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解いただきたいと思います。

また、林一雄議員、木内欽市議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

初めに、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、公営企業常任委員会ということで、大変お忙しい中、委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会には、執行部の方からご審議をお願いいたします案件は議案 2 件でございます。病院事業と国民宿舎事業、それぞれの条例の一部改正でございまして、病院事業では病院附属看護専門学校の定数を増員するための所要の改正でございます。国民宿舎事業では、国民宿舎使用料条例の中の食事料を条例から削除する改正でございます。

以上 2 件につきましてご審議をお願いしたいわけでございますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

よろしくご審議のほどをお願いしまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

ここで、鈴木副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 3 分

（副市長退席）

再開 午前 10 時 4 分

- 委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

- 委員長（高橋利彦） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 6 月 13 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 4 号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第 4 号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

（発言する人あり）

- 委員長（高橋利彦） 補足説明はないということでございますので、議案第 4 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

- 委員（佐久間茂樹） 質疑もないというのもちょっとあれなんで、基本的なことをお伺いしたいと思います。

今現在、120人という定員になっているという話が180人になるわけですね。これは各学年で40人ずつ掛ける3年で120人、これが60人掛ける3年ということですから180人になるわけですけれども、向こう2年間の間は180人になってませんよね。それはそれでいいと思うんですけれども、前の説明で、今現在定員が120人ですけれども、実際には143人いるというお話でした。これ条例ですから、ちょっとやはり120人が143人ということだと合っていないわけですよ。この条例の弾力的な運用規定というか、運用項目というのはあるんですか。

それから、先行き180人ですけれども、3年後には180人が多分200人くらいになる、今の状況を見ると考えられるわけですよ。今120人が143人になっていますから。これは条例ですから、守られなければならないものだと思うんです。それが実際今現在守られていない。ということは、この条例の弾力的な運用規定というのが何かあるんだろうと思うんですけれども

も、その辺を教えてくださいと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 120をオーバーしていると、確かに条例上の人数から多いんですけども、この理由につきましては、入学前に試験で合格者を決める段階におきまして、実際に全員が入学するとは限らないと、入学辞退という生徒も出てきますし、入学した後、途中で学校をやめていくといったようなことも見込まれますので、これにつきましては、1割程度は定員より多く合格者を出しても仕方がないだろうということを、県あるいは国なりは、そういうふうに判断はしておるようです。

明文化されたものはないんですが、実際の定数を確保するためには、多目の合格者あるいは入学者は仕方がないでしょうということで今までやってきました。なぜ今現在オーバーしているかということ、その辺をちょっと多く見過ぎたということで、実際は定数オーバーしちゃっているということで、県の方から指導は受けておりますので、改善書を県の方には提出してありますので、今後はなるべくオーバーしないようにしていきたいというふうに思っております。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） かたいことを言ってすみませんです。

実際問題として、入ってもやめてしまうからということもあるんでしょうけれども、ホテルでいえばオーバーブッキングみたいな形になっているんだろうと思うんです。ただ、やはり条例なので、その辺をうまくすり抜けられるような1項をつけておけばいいのかなと思うんですよ。これから先の話ですけども。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） この定数は国の認可の数でありまして、ですから、これを弾力的に動かすということは、運用としてはなかなか難しいです。ただ、実際にその認可の数を実際の運用の中では、多少将来やめるであろう人を見込んで、余計に入学させているという事実はあるんですが、数自体をいじることはなかなか難しいことであります。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、飯岡荘より補足して説明がありましたらお願いいたします。
飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、若干補足説明をさせていただきます。

もう本会議の方で説明したとおりですけれども、まず、料金改正の背景ですけれども、やはり施設を直していくということで、それに伴う経営改善の一環ということが大きな背景でございます。それで、経営の目標につきましては、かねてからご説明しているように食彩の宿を目指すということでございます。

それで、いわゆる標準料金、今2,200円の夕食ですけれども、この底上げを図らないと、やはり食彩の宿にマッチしたものができないということで、朝食を880円から1,050円に、夕食につきましては2,200円を4,200円にアップしたいという背景がございます。

それでは、今まで使っていた方はどうするんだというようなことで運営委員会でのご質問もありました。いわゆる学生の合宿の団体ですけれども、41団体で約2,000人の方が利用していただいています。それと、ビジネス関係の方、詳しい調査はありませんけれども、約6,300人くらい年間使ってくれるんじゃないか、いわゆる夕食抜きの方です。それと、夏場は家族ベースが多いわけですが、この底上げを今までのお客に対して底上げを図ろうとしますと非常に無理がありますので、この方々には一応定食コースみたいなものを設けたらどうかということで、今検討しております。しかし、この定食コースを標準にいたしますと底上げがちょっとできないものですから、あくまでも標準料金につきましては、2,200円から4,200円程度にアップしたいという、こういう背景がございます。

それで、今回の条例改正ですけれども、食事料を削除するということですが、この理由ですけれども、今まで一泊二食付きがいわゆる宿泊の概念といえますが、固定した概念があったわけですが、そういったことで環境省の方の指導があって条例化をしていたわけですが、最近、泊食分離型といえますが、私ども素泊まりがかなり増えておりますけれども、食事と宿泊を別に考えるような考え方がございまして、それでは食事料というのは施設の使用料でございませぬので、別に定めようというような動きがございます。もう既に三重県亀山市では、もう私どもと同じ直営ですが、もう食事料は外しております。そんな背景がありまして、食事料につきましては、先ほど申しましたように合宿の団体等々のこともありますので、弾力的な運営をさせていただけないかなということで削除するものでございます。

ちなみに、それじゃどうして料金を設定していくんだということになりますけれども、いわゆる利用料標準というのが定めてあります。これは国民宿舎協会が定めたものですけれども、これに基づくということは1つ必要だと思います。もう一つは、国民宿舎ですので、や

はり地域の実情に合った低価格、リーズナブルな設定であるということが必要だと思います。

ちなみにサンライズ九十九里ですけれども、食事料が一番上で3,700円です。しかし、部屋の料金は1万5,800円と物すごく高い値段を商品化をしております。有名な鵜の岬ですけれども、やはり一番上のコースは4,725円ですけれども、宿泊料は1万5,000円というような非常に高い値段を設定しています。これは極めつけですけれども、青森県のいわき荘ですけれども、一番高い設定が4万2,000円というような宿泊料の設定がございます。しかし、食事料につきましては5,250円ということで、今説明したのは宿泊料に重きを置いて宿泊していただくというようなねらいがあると思いますけれども、私の方は、逆に宿泊料を抑えて食事に来ていただけないかなと、こういうようなコンセプトが実は背景にございますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それと、あと料金の設定につきましては、販売管理費あるいは人件費あるいは減価償却費等がありますので、これらを分析をしながら、なるべく利用していただく方に負担を与えない、しかし、こだわりのある食を提供していきたいという基本的な考え方がございます。

それとあと、一般質問でもご指摘いただきましたけれども、ではその料金をどのように維持していくのかというようなことになりますけれども、料理の質につきましては、もう既に技術指導員の方が来ておりますので、けさも指導を受けましたけれども、強い指導のもとに180度変わったといってもおかしくないくらい、もう変えておりますので、この次おいでになったときはよく見ていただきたいなと思います。

それと、接客の面ですけれども、昨日もご指摘いただきました。接客につきましては、実は6月1日から同じように営業、それと接客の指導員を設置する予定でした。しかし、人まで決まっていたんですけれども、急に心筋梗塞で倒れられまして、現在その後がまといいますか、その方と同じようなレベルの方を今探しておりますので、まず指導者を設置していきたいということでございます。

それと、やはり人間を扱いますので、人の入れ替えがなかなかできないわけですが、今いる体制の中で、少しでも質が上げられるように講習会等も組んでおりますので、接客につきましては、これからの課題になりますけれども、何とか料金に見合うような接客ができるように努力していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） 座ったままで失礼させていただきます。

二・三点ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、今、補足説明がありました、宿泊料の料金を設定するというようなことで、少し上げるということでもありますけれども、県下、今説明あったように、ちょっと分からなかった部分がありますので、宿泊料、素泊まりの県下の平均、全国の平均はだいたいどのくらいなのかということと、宿泊料の設定4,200円、国民宿舎だから結構ある程度安いというような感じもあるんですけども、私が知っているお客の中で、宿泊料といいましょうか、夜の寝具の問題がかなりクレームがあって、布団がちょっと薄過ぎて体が痛くなっちゃったと、それから枕がちょっとお粗末だというような部分もかなり聞いているんですけども、この宿泊料の設定で、もう少しそういった部分のサービスはできないのですか。全体としては、飯岡荘全体としてアップするわけでしょうか、1万2,500円ですか、そういうような料金になるわけですから、そこら辺のこともどうなのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） まず、全国の平均ですけれども、素泊まりの平均はちょっと出ていないんですけども、一泊二食つきの平均は出ております。大人が7,711円、小学生が6,510円という内容でございます。

私どもは現在、標準料金の今の平均からいきますと、166の宿舎中87番目の使用料になります。

それと、寝具、布団、枕、これにつきましては、もうご指摘のとおりです。アンケートの中でも非常に厳しいご指摘を受けておりまして、これらも含めて、今回経営改善しようということで現在取り組んでおりますので、新しい計画の中には、すべて新しいものになることで今進めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

- 委員長（高橋利彦） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第4号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（高橋利彦） 全員賛成です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高橋利彦） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（高橋利彦） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 報告の前に、実は先日の本会議で、たまたま高橋議員のご質問の中で、以前病院として意を尽くせない回答がございました。その点について、きょうお時間をいただいて補足の説明をさせていただきたいと思います。

具体的には電子カルテのリース料、15億円です。これが買い取りかリースかということについてのご質問と、それから平成37年度で21億円の利益を計上するという話になっておりま

すが、それについての説明がちょっと十分ではありませんでしたので、改めてご説明をさせていただきます。

担当課の方から説明をさせていただきます。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 先日の一般質問の際の答弁につきましては、紛らわしい言い方になってしまいましたが、平成37年度の利益を否定したものではございません。

それで、私どのように考えていたかと申し上げますと、医学の進歩は日進月歩でありまして、建物の投資は予定しておりますけれども、例えばPETのような新しく必要になるものというのは今分かっておりません。ですから、開院後15年間の間には、何か出てくるだろうということで、そうしますと減価償却が増加して利益を少なくいたします。そこで、こうはならないだろうというような発言になってしまいました。逆にいいますと、そのようなものが出てこない限りは見込みどおりになるものと思われれます。しかし、よく考えてみますと、もしそのようなものが表れた場合ですけれども、収益を押し上げることによりまして、利益は見込みどおりのような数字になるものと思われれます。

私の軽率な発言で混乱させてしまいまして、申し訳ございませんでした。

また、再度ですけれども、試算に当たっての基本計画のところ、概要8ページに載せていただきましたけれども、その積算の前提条件を示しましたが、計算に当たっては、あのとおり計算しております。

簡単に、再度説明させていただきますと、収益のうち一般の診療単価は2.5%の伸びを見込んでおります。これは、過去数年間の単価の実績は平均2.75%の上昇でありましたので、今後の医療の高度化を考慮すれば、この程度の単価の上昇は十分見込まれます。

具体的には、日本人の三大疾病であるがん、脳血管疾患、心臓疾患の治療に焦点を当て、先進的かつ高度な医療を提供することによって、診療の単価をアップさせます。これで2.5%の見込みができる、上昇はできるんですけれども、さらに上乘せといたしまして、DPCの導入、それから平均在院日数の短縮、地域医療支援病院の基準取得によりまして、年間数億円の増加が見込めます。また、7対1看護の基準の変更取得もございます。

患者数につきましては、入院は病床利用率の97%、それから外来患者数は毎年0.32%の減少で見込んでおりますので、過大ではございません。

負担金交付金は、病床数や元利償還金の交付税の増減を考慮いたしました。

一方、支出の方ではございますけれども、給与費、材料費、経費の支出に当たりましては、

計上漏れのないように注意をいたしました。さらに、材料費はまたその経費でありますけれども、中長期的に積極的な削減努力を行うこととしております。また、建物、施設、設備のメンテナンスも現在多くの会社に委託しておりますけれども、それらを集約して効率化させて、全般的な費用の低減策を講じていくことにしております。

なお、減価償却につきましては、従来から続いている分と、それと新棟完成後に新たに発生する部分を合わせて計上させていただきました。

以上、収支を見込みますと、平成37年度におきましては計画どおりの利益が達成できるものと考えております。

なお、医業収益から見ました利益率を見ますと、平成37年度の利益額21億円というのは、約5.3%になりますが、十分可能な数字であると認識しております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 病院用度課主査。

○病院用度課主査（片見武寿） それでは、電子カルテの買い取りとリースの比較ということでご説明させていただきます。

民間企業におきましては、リース料金を経費に計上して節税の対策などというメリットもございますが、公立病院の場合には課税がないために、そういうメリットはございません。基本的にリースの場合、買い取り金額に一定の料率を上乗せした金額がリース料金となりますので、自己資金等に余裕がある場合には、買い取りの方が有利になります。今回、電子カルテの更新分につきましては、起債ということで企業債を利用した場合とリース契約を比較しております。

企業債の借り入れ利率が1%前後であり、リースの場合には現状で最低でも3.5%であることから、企業債を利用した方が有利と思われます。さらに交付税による一部還付がありますので、企業債の方を採用してございます。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私の方では、補足の説明は以上のとおりでございます。

○委員長（高橋利彦） これにつきましては、先般の一般質問の関係の訂正の関係でございますので、質疑は省略させていただきたいと思います。

そのほか所管課、報告ありましたらお願いします。

水道課長。

- 水道課長（堀川茂博） 水道課の方は特にございません。よろしくお願いいたします。
- 委員長（高橋利彦） 病院事務部長。
- 病院事務部長（伊藤敬典） これは報告ではないんですが、あらかじめご説明をさせていただきたいと思います。

病院内部の組織の問題でございます。

実は再整備室というのを立ち上げたいと思っております。現在、病院におきましては再整備事業を最重要事項として今取り組んでおりますけれども、実は担当職員が専任の室がなく、各課の職員が兼務で対応している状況でございます。これからは基本設計をお願いしておりますけれども、その進捗によりまして、今後起債だとか補助金の事務、それから内部調整の事務、それから業者対応と、そういった業務がたくさん出てまいります。そのために病院としては7月1日、来月からでありますけれども、事務部内に再整備室というものを立ち上げたいというふうに考えております。このことによりまして、再整備事業の円滑な推進、それから議会に対しましても適時分かりやすく、正確なご説明ができるものと考えております。よろしくお願いいたします。

それから、もう1点は、今現在基本設計を進めておりますけれども、これがある程度まとまった段階で、再度その概要についてまたご説明をさせていただく機会をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

ただいまの報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

- 委員（林 七巳） この間議会が終わってから病院に寄って、議員4人でちょっと寄った時に、地質調査をしていた会社があるんですよ。その会社が24メートルで日本一いい地盤で、ここに超高層ビルまで建つというような説明を受けたんですけれども、東総復興のビルが150メートルでもだめ、隣の創価学会が70メートルでもだめだったと言っているのに、どこの設計会社がそんないいかげんな地質調査の会社を使ったのかねと思って、今度機会があったら聞こうと思ったんですけれども、きょうやっと機会がありましたもんで聞くんですけれども、そんないいかげんな会社を使ってもらって、317億円もかかる病院をつくってもらったら、議会として本当に責任が持てませんので、どういう経過でそういった会社を使ったのか、ぜひまたそんないいかげんな超高層ビルまで建つというような説明をするような地質調査会社を使ったのか、そこのところを教えてもらいたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） それでは、林委員のご質問について、できる限り回答させていただきます。

20何メートルというのは、ちょっと掘っている最中だとは思いますが、私どもの発注としては、設計会社等と打ち合わせしまして、30メートルを5か所、65メートルを1か所という中で契約というか、発注をいたしました。発注の方法としては、受注希望型競争入札ということで、県内希望のある方は手を挙げ、入札に参加してくださいという形で一般競争入札に近いものを実施し、13業者さんが来ていただきまして入札を執行し、最終的には山中エンジニアリング株式会社ということで、これは千葉市にございますが、そちらの業者に発注をしたところでございます。

それについて、先ほど深さ等のことでございますが、G Lマイナス19メートルから33メートル付近では、N値50以上の指示地盤が出ました。ただ、一方65メートルというのは現在まだ掘っている最中でございます。これについては、契約時の仕様等につきましても、得られない等であれば、それはそれで特記仕様書の中で、設計事務所等も病院を含めて調査実態を伺い関係職員と打ち合わせして、深さ等の変更を行うということで、特記仕様書にもうたってございます。

それと、超高層ということでございますが、あくまでも特記仕様書の中では、想定として地上12階、地下なしの免震構造ということで業務特記仕様書等を作りまして、インターネット等に載せまして公告してございます。

林委員がお話の120メートル、150メートルということに今後65メートルをまず手がけて、それが基盤が出ない場合は、随時掘っていくという考えであります。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） そうすると、30メートル5本も掘ったって、それ無駄なことじゃないですか。だいたいそういう周りの建物の掘ったというのを聞いて、そういった調査に出しているのか。ただいいかげんに30メートルと60メートル出したのか。例えば創価学会の集まる場所では70メートル掘っても足りなかったと言っているわけですから、そういった情報を得ないで、勝手に自分らで30メートル、60メートル地質調査しておけばそれでいい。議員のやろうはばかだから、そんなものはごまかしちゃえばいいと、そういう考えがあったのか、多少金額をもっと安くしちゃうべと思ったのか、そういう周りの話を聞かないで、そういう地

質を出すこと自体、ちょっと考えられないようなあれじゃないですか。周りのそういった何か話に聞くと、この間議会の休憩室で、東総復興さんに地質の書類を貸してくれと来たと、社長は言っていましたけれども、そんないいかげんな会社では困るんじゃないですか。どうですか。

○委員長（高橋利彦） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 詳しいあれなんです、一応私ども今回の建築に当たりましては、当然1階フロアの面積が6,000平米等々を考えておりますもので、当然数か所を掘らなければ、1か所だけ掘ってということでは、これは何か建設省大臣官房官庁営繕課の基準において、何か設計事務所が数か所という、規模的なものに関して、そういう何か設計事務所の方としては、地質調査をしなければならないという何か基準的なものがございます、それについて、設計事務所の方から指示がありましたものが、計6か所ということでございます。

それと、林委員の東総復興云々というのは、ちょっと私も聞いてございせんが、当然何か地盤調査、ボーリング調査会社さんというのは、周りのそういう過去の状況等を調べまして、それについてロータリーボーリングの機械を、種類を決めて設置するということでございます。浅いボーリングだと、やはり機械自体の種別というか、例えば100メートルまではこの機械でいいたろうと、100メートル以上になると、その上の機械を使いたいということの中で、入札書を出す際には、その数字を機械の使用料というか、そういうものを判断材料とするために、近隣の過去の調査というか、そういうものを聞き及んでいるというようなことは聞いております。

ただ、林委員がお話したように、1本だけ掘ればというのは、何かそういう最終的には確認申請等、また防災評定というのがございまして、これに添付書類という中では設計事務所としては5か所ないし6か所の基盤を調べて、それを添付書類にするというようなことで、5か所ないし6か所ということで、設計事務所から指示を受けまして入札を実施したわけでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 私がこの話をすると、ちょっとまずいのかなと思ったんですけども、私は七巳議員に何も言っていないんですが、素人さんでも30メートルを掘って、それから65メートル掘ったら30メートルが無駄じゃないかという話、おれ素人さんでもそう思うのかな

と思って、今聞いてびっくりしたんですけれども、私こういった仕事をしているんで、少ない経験ですけれども、自分の経験から言わせていただきますけれども、まず、当初設計を立てた。なぜ65メートルを掘らなければいけないのか、なぜ30メートルでよかったのか。設計事務所の指示を受けたと言っていましたけれども、当初設計のねらいがあったと思うんです。65メートルのねらいは何なんですか。

それと、通常こういう仕事は1回発注します。第1回の打ち合わせで業者を呼んで、当初設計の趣旨を説明する、あるいは相手が分からなかったら、そのディスカッションをするわけです。それで、相手方にもう1回調査実施計画書というのを出させるわけです。それは出ていますか。

なぜ30メートルなのか、なぜ65メートルなのか、調査の目的は何なのかですよね。その辺が、やる施工業者が分かっていなければ無駄な仕事になっちゃうわけです。これはもう委託ですから、特殊技術業務なので、相手方の技術を買うわけですから、相手方にどうやっていいかというのを1回出させるわけです。それをチェックして、納得した上でやってもらうわけです。65メートルでP S 検層をやると言っていましたけれども、何のためにP S 検層をやるのか。P S 検層をやるためには65メートルでいいのかどうか。だから、まずその辺の作業実施計画書というのは出ていますか。

○委員長（高橋利彦） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 設計事務所の特記仕様書という形で、当然、地質調査、風化とか地下水、その他として密度検層、弾力性等常時微動測定、それとデニソン、サウンドということで、仕様書を作っていただきまして、それを各業者さんに手渡ししてございます。ボーリングについてはロータリーボーリングで60メートルから65メートル間は、先ほど委員がお話ししたP S 検層のための余掘りということと、サウンディングに関しては標準ということで1メートル、これは一般的なことですが、その他に乱れの少ないという試料の採取ということで7試料、サウンドに関しては5試料ということ等々、何か仕様書を作っていただきまして、これを業者さんにお渡ししてございます。それと、現在横河建築設計の構造計算、構造の部長という者が来ていまして、山中さんと随時ではございませんが、現場等で技師と打ち合わせしているということでございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、P S 検層、それから密度検層、常時微動、それから、デニソンで7試料とるという話が出ましたけれども、デニソンでとった試料はどんな試験をやることに

なっていますか。

○委員長（高橋利彦） 整備課長。

明快な答弁をお願いします。

○病院整備課長（永嶋英和） 申し訳ございません。勉強不足でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 担当者が分からなくてもしょうがないと思うんです。かなり難しい話ですから。だから、横河さんが監理してついているわけですから、その設計屋さんをよく打ち合わせしながらやっていただいてもらいたいと思うんです。まだ65メートルが、掘りあてていないということですから、深い試料、65メートルで終わるのかどうか分かりませんが、サスペンションだから二・三メートル余掘りするという話もあるんでしょうけれども、今言ったやつを確実にやってもらって、多分7試料、とった試料については室内で動的変形試験とか、動的強度試験をやるんだと思うんですけれども、耐震性の問題ですよ、いずれも。だから、これだけやれば30メートル孔というのは、極端な話で言えばなくてもいい話なんですけれども、この結果だけはぜひ報告してもらいたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） いろいろご指摘をいただいておりますけれども、今やっているのは、私の方は委託をしているのは横河建築設計、それから病院側の横河設計のやってくる仕事をチェックする機関として、日揮という会社を、これは要するに病院側のサイドでチェックする業者として雇っております。私も細かいことは分かりませんが、基本的には設計会社と私の方もよく相談をしながら進めているところでありまして、今ご指摘の細かいことについては、よくまた設計業者と確認をして、また報告をさせていただきたいと思えます。

○委員長（高橋利彦） 整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 65メートルというのは、今、6本目というんですが、それは手がけております。ただ、先ほど言いました設計事務所等とこれからどんどんデータのものを、30メートルのことについてはもう既にデータが出ておりますが、65メートルというのはちょっと厳しいという中で、今後、設計事務所と業者さんと打ち合わせしまして、先ほど林委員が言ったように、70メートル、80メートルというような形で基盤が出るところまで掘り進んでいって、耐震に備えるというような調査を実施していきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 現場では、すごくいい地盤で、そんなに掘る必要はないような話をしていたんですけれども、せいぜい二・三百万円の仕事です、これやっても。当初で500万円の予定だったんですか。現場では二・三百万円の仕事だと思うので、投資金額から見れば非常に小さい金額なんです。500万円かかっても、まずこれだけはきちっとやってもらいたいなと。それだけ高いものを建てるわけですから、建ててから、そんな何かあったというのも困るので、横河さんと日揮さんがついているわけですから、そこで太鼓判を押してもらえれば、私はもう安心できるし、まず、安心と安全ですから、そのための調査費500万円くらいは大したことじゃないので、これは30メートルでいいからというのでやめるのではなくて、きっちり着盤まで、耐震設計、P S 検層をやっても基盤につかないと意味がないんですよ。無駄な仕事なので、さっきの話じゃないけれども、無駄になってしまうので、それはきっちりお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） その他ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、先だって減価償却費と企業債、元利償還というのをいただきまして、ありがとうございました。私も経理とかそういったものを勉強してきたわけじゃないんですけれども、これちょっと分かりにくくて、というのは、損益じゃないですね、この表は。分かりますか、この間もらったやつ。ちょっと全く素人で分からないので、損益で考えると、減価償却というのは損ですよ。支払い利息というのも損ですよ。償還金というのはプラスな方ですよ。この表はどういった表なんですか。ちょっと分かりにくくて、申し訳ないです。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 要は、これは滑川議員の方から提出を求められて提出したものですけれども、滑川議員の方は、要するに減価償却費で計上しているけれども、それはお金が、数字が支出の方に回るだけで、お金は出ないということでしょうと。それに対して元利償還金、こちらの方はお金が出ることなので、それでの差し引きを比較してくれというようなことで作ったものです。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） うっすらと分かりそうな気もするんですけれども、損益で考えると、

このうちの減価償却と支払利息を足して、償還金から引いたものが損金になるんだろうと思うんです。これは黒字を前提として、資金余剰を見ているという表ならば理解ができるのかなと、そういうふうに見ていいのかなということです。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これは私が説明できる範囲で、分かりやすくご説明したいと思いますが、要するに減価償却費というのは、費用としては計上されます。これは損益の方です。私の方は、会計は損益の会計と、それから資本的収支といいまして、建設の方の2つの勘定を持ってやっております。それで、まず損益の方にそのうちの費用を、収入と費用の費用の方にこの減価償却費というのが、費用としては計上されます。ところが、実際にはこの償却費というのは、実際出ていくお金ではなくて、内部に留保、つまり内部に残るお金なんです。それで、もう1個下の方の企業債の元利償還額というのがありますが、このうち元金と利息は出ていく費用ですね。要するに大きくいって内部留保される資金か、出ていく資金かというふうに分けていただきますと、上の方の償却費は内部留保、それから下の元利償還金は出ていく費用ということを見ますと、年ごとの内部留保と、それから起債の元利償還に限って出ていく費用の差を見たものがこの表でありまして、つまり毎年内部留保の方が実は多いと。要するに起債を借りても、出ていくお金よりも償却で内部に残るお金の方が多いということを見るための表ということになります。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） じゃ今私が申し上げたとおりで、だいたいいいわけですね。損益じゃないわけですね。実質上、損益で考えれば、ほとんど損金になるわけですね。資金余剰とすれば出るけれども、損得で考えたら、民間の場合は減価償却というのは損金です。今どこでも減価償却は損だけれども、支払利息も損金ですけれども、償還金の方はプラスですね、返す方は。負債は減るわけですからプラスですね。だから資金余剰として、こうなるという話ですね。分かりました。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 要するにこの表は端的には、資金の余剰です。内部留保と、それから起債を借りて出ていくお金の差を見たものでありますけれども、その損で見るかどうかというのは、この減価償却費は当然収益的収支の費用で見ます。それから、利息も同じように費用で見ます。ただ元金は、これまた資本的収支の方で払うということになって、これまた元利償還金の元金分の償還については、もう一方の資本的収支の方で出ていくお金、支

出の方に入ってきます。ちょっと細かいですけども、そういうことになります。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 何となく分かってきました。先ほどのリースの問題と同じで、要するに公営企業の場合は、民間でもそうですけれども、黒字が前提であれば、減価償却というのは資産になっちゃうし、赤字で決算組むとなれば、減価償却というのはかなりきいてきてしまうので、もうかっている、あるいはとんとんでも、減価償却があれば資金余剰ができる。さっきの電子カルテの話も多分そうだと思うんですけども、リースで借りれば完全に損金で出る。資産で持てば減価償却そのほか、運用の問題もあるし、資金的な余剰が出るという話なんだろうと思うんですけども、そういう意味で、公営企業というのは、特に中央病院はやはりもうかっているからそういう話になるんだろうけれども、これがちょっと赤字になったら、やはり減価償却をかなり減らしていかなければならないという話になってくるんだろうと思うんですけども、それにしても随分余剰ができるというか、これをやることによって、かなり余剰が出るんだなという表にはなりますね、この表は。最終的に145億円ですか。

どうもありがとうございました。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（高橋利彦） 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時57分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 高 橋 利 彦